

公益社団法人三重県獣医師会  
役員の理事会推薦内規

(目的)

第1条 公益社団法人三重県獣医師会定款第25条第1項の規定に基づく役員の改選にあたって、理事会が推薦する役員については、この内規の定めるところによる。

(理事の推薦区分および員数)

第2条 理事の推薦区分および員数は次のとおりとする。

	区 分	区 域 名	員数
1区	桑員支部	桑名市、いなべ市、桑名郡、員弁郡	1
2区	三泗支部	四日市市、三重郡	1
3区	鈴鹿支部	鈴鹿市、亀山市	1
4区	津支部	津市	2
5区	松阪多気支部	松阪市、多気郡	1
6区	伊勢志摩支部	伊勢市、鳥羽市、度会郡、志摩市	1
7区	伊賀支部	伊賀市、名張市	1
8区	紀州支部	尾鷲市、熊野市、北牟婁郡、南牟婁郡	1
9区	産業動物臨床部門	第4条第1項各号に定める部門	2
10区	小動物部門	〃	2
11区	畜産・家畜衛生部門	〃	2
12区	公衆衛生部門	〃	2
13区	全域	学識経験者	1
		総員数	18

第3条 監事の推薦区分および員数は、次のとおりとする。

区 分	員数
理事選出区分にかかる1区から8区	1
理事選出区分にかかる9区から12区	1
全域または会員外	1
総員数	3

(部門の定義)

第4条 第2条の推薦区分のうち、9区から12区の部門の定義は次のとおりとする。

- (1) 産業動物臨床部門は、産業動物の診療に携わるまたはその団体に所属する会員。
- (2) 小動物部門は、小動物の診療施設を経営するまたはそれに勤務する会員。
- (3) 畜産・家畜衛生部門は、農林水産関係に携わるまたは同経験を有する会員。
- (4) 公衆衛生部門は、健康福祉関係に携わるまたは同経験を有する会員および他の部会に所属しない職域に勤務または自営または無職の会員。

2 同第13区の全域選出区分については、他の区分に属さない学識経験者等を充てるこ

とができる。

(推薦の時期)

第5条 理事候補者および監事候補者の理事会における推薦の時期は、役員改選総会のおおむね1ヶ月以前とする。

(改 廃)

第6条 この内規の改廃は、理事会の議決による。

附 則

- 1 この内規は、公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 平成30年2月14日一部改正(第5条を削除し、第6条を第5条に、第7条を第6条とする)。